

国内クロマグロ養殖の管理強化について

国内クロマグロ養殖の生産増大に伴い、各地域で養殖用種苗として使用される未成魚の漁獲が急激に増大しており、全国的な観点から資源管理の強化が必要となっています。このことを踏まえ、農林水産省は、本日、クロマグロ養殖漁場の数や生け簀の規模を現状以上に拡大しないよう、漁業法の規定に基づく農林水産大臣の指示を、沿海都道府県の知事に対し発出しました。

1. 趣旨

国際社会においては、クロマグロの資源管理に高い関心が集まっており、我が国は、クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にあります。

こうした状況を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針（平成8年10月28日農林水産大臣策定）及び「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月11日農林水産省発表プレスリリース）に基づき、太平洋クロマグロに関する資源管理体制を強化してきたところです。

最近になって、クロマグロ養殖の生産増大に伴い、養殖用種苗として用いられる未成魚の漁獲が急激に増大しており、更なる対策の強化が必要となっています。特に、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした漁場の新たな設定及び生け簀の規模拡大は、我が国全体の未成魚に対する漁獲圧力の急激な増加を引き起こすため、慎重に対処していく必要があることから、漁業法の規定に基づき、農林水産大臣の指示を発出します。

2. 指示の内容

指示内容の概要は以下のとおりです。

クロマグロ養殖業について、原則として、

- (1) 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が平成23年から増加するような養殖漁場の新たな設定を行わないこと。
- (2) 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が平成23年から増加することのないよう、漁業権に生け簀の台数等に係る制限又は条件を付けること。

3. その他

(参考)

・平成22年5月11日付けプレスリリース「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kokusai/kanri_kyouka/index.html

<添付資料>（添付ファイルは別ウインドウで開きます。）

[\(別添1\)農林水産大臣指示文\(PDF:61KB\)](#)

[\(別添2\)参照条文\(PDF:53KB\)](#)

[\(別添3\)まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針\(PDF:97KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

資源管理部漁業調整課
担当者：梶脇、竹田
代表：03-3502-8111（内線6701）
ダイヤルイン：03-3502-8476
FAX：03-3595-7332

「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について

我が国は、太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責務を有しています。このため、農林水産省では、我が国として取り組むべき基本的な方向性を、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」として取りまとめましたので、公表いたします。

1. 背景・趣旨

(1)近年、国際社会においては、クロマグロの資源管理に高い関心が集まっています。大西洋クロマグロについては、先般、大西洋まぐろ類保存国際委員会(※ICCAT)による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(※CITES)」により本種の国際取引や公海からの持込みを禁止すべきとの提案がなされました。

本年3月のCITES締約国会合では、この提案は否決されましたが、これは、昨年、ICCAT年次会合において、我が国が積極的なリーダーシップを発揮し、資源回復に向けた厳しい管理措置を決定したことで、我が国の主張が説得力あるものとして各国の理解を得た結果であると考えています。

一方で、資源管理が十分効果をあげていないのではないかと不信感、国際社会では依然として根強く、今後は、大西洋クロマグロに限らず、他の魚種についても国際的な地域漁業管理機関における管理の徹底が格段に強く求められる可能性が高いものとみられます。

(2)特に、太平洋クロマグロは、ア 全漁獲量の7割強が我が国によるものである、イ 我が国周辺水域内に産卵場が存在する、ウ 韓国・メキシコによる漁獲もその多くが我が国に輸出されている等、我が国にとって重要な資源となっています。我が国は、太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にあります。

本種の資源状況については、未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の減少が懸念されています。これを受け、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(※WCPFC)において、未成魚の漁獲を減少させること等を内容とする保存管理措置が初めて作成されましたが、本措置は暫定措置であり、さらに前進した管理措置に我が国が率先して取り組むべきと考えております。

このため、我が国は他国に先駆けて国内における資源管理及び調査研究の強化を図るとともに、それと整合する形で国際的な資源管理をリードしていく必要があります。

CITES(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

ICCAT(International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas)

WCPFC(Western and Central Pacific Fisheries Commission)

2. 今後の対応

(1)基本的な対応

未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進します。また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理していきます。

(2)施策

(1)の方針の実現に向けて、本年度から国内における資源管理の強化、国際交渉への対応及びこれらを支える調査研究の強化について、以下の施策を順次実施していきます。

ア 国内における資源管理の強化

以下の管理措置等について検討するとともに、その一環として(a)及び(b)について、本年度中に太平洋クロマグロの資源回復計画を策定し、平成23年度からの実施を目指します。

また、同計画の円滑な実施を促進するため、漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討します。

(a) 沖合漁業管理

大中小型まき網漁業を対象として、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等、漁業実態に応じた適切な管理措置を導入。

(b) 沿岸漁業管理

曳き縄等の自由漁業を対象として、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化。

(c) 養殖業管理

養殖の実態について正確な把握を図るため、漁業権の漁業種類を「クロマグロ養殖」と特定して養殖場を登録するとともに、養殖業者に対して養殖実績報告の提出を義務化。

イ 国際交渉への対応

WCPFCにおいて、以下の実現を図るべく関係国に働きかけていきます。

(a) 保存管理措置の強化

昨年合意された保存管理措置について、(1)の方針を反映するとともに、全水域に適用されるよう見直し。

(b) 全米熱帯まぐろ類委員会(※IATTC)との協力

東太平洋で漁獲を行っているメキシコ(WCPFC非加盟国)がWCPFCによる保存管理措置に協調するよう呼びかけ。

ウ 調査研究の強化

本年4月に(独)水産総合研究センターに設置された「くろまぐろ資源部」等を中心に、大学、都道府県とも連携して、(1)の方針の実現や(2)ア及びイの対応について科学的に立証・支援し、得られたデータを資源管理に迅速に反映させていくことを目指し、以下の調査研究の充実強化を図ります。

(a) 情報収集の迅速化等

国内外の研究者による資源研究支援のためのネットワークを構築。

未成魚の発生量を迅速かつ高精度に把握するための体制を構築。

(b) 産卵場等の調査拡充

産卵場及び産卵期を解明するための調査を拡充。

(c) 技術開発

完全養殖の生産技術及び種苗放流手法の確立を図るため、安定採卵、人工種苗量産、優良品種の技術開発を実施。

(3) 国民の理解の醸成

太平洋クロマグロの持続的な利用について、漁業界や関係業者のみならず、一般消費者にも情報提供を強化して広く理解を得られるよう努めていきます。

IATTC(Inter-American Tropical Tuna Commission)

— お問い合わせ先 —

水産庁資源管理部国際課
担当者: 神谷(こうや)、梶脇
代表03-3502-8111(内線6745)
ダイヤルイン: 03-3502-8459
FAX: 03-3502-0571

農林水産省指令24水管第1698号

〇 〇 知 事

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第6項（同法第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第11条第1項又は第2項の規定による漁業権の免許の内容たるべき事項等の決定又は変更及び同法第34条第1項の規定による漁業権への制限又は条件の付加に関して、下記中1の趣旨にのっとり、2のとおり指示する。

平成24年10月26日

農 林 水 産 大 臣 郡 司 彰

記

1. 趣旨

近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心が集まっており、我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

こうした状況を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号）第2条第1項の規定により定めたまぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針（平成8年10月28日農林水産大臣策定）及び「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月11日農林水産省発表プレスリリース）に基づき、都道府県知事及び漁業協同組合組合長に対しくろまぐろ養殖場及びくろまぐろを養殖している者の報告を求めるとともに、くろまぐろ養殖業者に対し養殖実績の提出を求め、そのとりまとめ結果を平成24年3月から公表する等、太平洋くろまぐろに関する資源管理体制を強化してきたところである。

しかしながら、くろまぐろ養殖業の生産増大に伴い、養殖用種苗として用いられる天然のくろまぐろ未成魚の漁獲が急激に増大しており、更なる対策の強化が必要となっている。特に、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした漁場の位置等の新たな決定等及び生け簀の規模拡大は、我が国全体のくろまぐろの未成魚の漁獲圧力の急激な増加を引き起こすため、慎重に対処していく必要がある。

2. 指示の内容

貴（都道府）県において、平成24年10月26日以降、当分の間は、くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業について、

- （1）貴（都道府）県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、漁場の位置及び区域等の新たな決定又は変更により、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、免許の内容たるべき事項等の決定又は変更を行わなければならない。

(2) 貴(都道府)県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、生け簀の規模拡大により、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、漁業権に生け簀の形状、規格及び台数に係る制限又は条件を付けなければならない。

なお、都道府県の間で、これらの都道府県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数の合計が、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数の合計よりも増加しない範囲内となるよう調整を行うことは差し支えない。ただし、貴(都道府)県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、調整後の天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、免許の内容たるべき事項等の決定又は変更を行い、かつ、漁業権に生け簀の形状、規格及び台数に係る制限又は条件を付けなければならない。

参照条文

○漁業法（抄）

（昭和24年法律第267号）

（免許の内容等の事前決定）

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3～5（略）

6 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。

（漁業権の制限又は条件）

第三十四条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による制限又は条件の付加については、第十一条第六項の規定を準用する。

4～8（略）

まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）の対象であるまぐろ資源のうち、くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、きはだ及びびんなが（以下「まぐろ」という）に関し、法第2条第1項に規定する基本方針を次のとおり定める。

平成8年10月28日 公表
平成12年12月28日 変更
平成24年4月24日 変更

1 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する基本的な指針

我が国は、世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別の地位を占めており、また、まぐろ漁業は、国民への良質な蛋白質の提供、地域経済の発展及び地域の雇用の確保という重要な役割を担っている。

安定的なまぐろの供給を確保するためには、まぐろ資源を維持増大していくことが最大の課題であり、海洋を広範囲に回遊する高度回遊性魚種であるまぐろ資源の維持増大を確保するためには、関係国等が、適切な保存管理措置の設定とその有効な実施のために協力することが不可欠である。

以上のような認識に立ち、我が国は、まぐろ資源の保存及び管理について、国際的なリーダーシップを積極的に発揮し、関係する沿岸国等及び漁業国等が参加する、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関を通じ関係国等と協力する等により、これを強化し、かつ、まぐろ資源の最適利用を促進するものとする。

2 まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項

我が国は、上記1の指針に基づき、大西洋まぐろ類保存国際委員会、全米熱帯まぐろ類委員会、みなみまぐろ保存委員会、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会を通じて、又はこれらの国際機関の活動に関連して自ら、以下の施策をとることによりまぐろ資源の保存及び管理の強化に積極的に協力していくものとする。特に、太平洋くろまぐろについては、我が国がその持続的利用に大きな責務を有していることを踏まえ、未成魚の漁獲が抑制・削減されるよう、また、親魚資源の持続的利用が図られるよう、まぐろ資源の保存及び管理の強化に必要な措置を積極的に講ずるものとする。

なお、これらの実施に当たっては、必要に応じ関係行政機関の間で緊密な連携をとるものとする。

(1) 国際機関におけるまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置の設定に資するための施策

- ① 漁獲量、漁獲努力量、養殖生産量等の漁業データ及び漁獲物の年齢組成等の科学的データの収集並びに資源状況等に関する科学調査の実施に努め、これらにより得られた資料を国際機関を通じ関係国等と交換するものとする。
- ② 国際機関における資源評価作業に積極的に参加するものとする。
- ③ 必要に応じて、関係国等と共同で資源状況等に関する科学調査を行

うものとする。

(2) 保存管理措置の有効性を確保するための施策

- ① 漁業法(昭和24年法律第267号)等に基づき指導、取締りの強化を含む所要の措置をとることにより、我が国の漁船による保存管理措置の遵守を確保するとともに、養殖業の実施状況を把握するものとする。
- ② 外国等の漁船によるまぐろを対象とした操業状況の把握に資するため、我が国のまぐろの輸入動向等に関する資料を収集・分析し、また、我が国漁船の取締りに従事する我が国漁業取締船による外国等の漁船の操業状況に関する情報の収集等に努めるとともに、必要に応じ関係国際機関等との情報交換等を推進するものとする。
- ③ 沿岸国等又は漁業国等であって、国際機関に加盟していないか、又は当該国際機関が設定する保存管理措置の適用に合意していないものに対しては、当該国際機関への加盟又は保存管理措置の適用に関する合意を促進するように努めるものとする。
- ④ 保存管理措置の有効性を減じていると認められる外国等の漁業活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう関係国際機関に要請するとともに、当該外国等に対して当該漁業活動を改善するよう要請するものとする。
- ⑤ 上記の要請にもかかわらず、相当の期間を経過しても当該外国等の漁業活動が改善されていない場合、個別の当該保存管理措置が対象としている資源ごとに検討を行い、当該外国等からのまぐろの輸入の制限を行うことが必要、かつ、適当であると認められ制限を実施するときは、法第6条に従い、WTO協定をはじめとする我が国が締結した条約その他の国際約束を遵守しつつ、当該国際機関の取決めに従うものとする。

3 その他まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する重要事項

- (1) まぐろ資源の維持増大を図るため、まぐろの増殖に関する技術の開発及び普及その他必要な事業を推進するものとする。
- (2) まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、国際機関、外国政府、まぐろ漁業を営む者又はまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者の組織する団体等と必要な情報を交換し、まぐろの生産、流通、加工等に関する情報の取りまとめ、普及等を推進するものとする。
- (3) まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、まぐろ漁業を営む者、まぐろの流通又は加工の事業を行う者等が組織する団体が実施する、適切な漁獲努力量の管理のための国際的な漁獲能力の削減並びに漁獲及び輸入に関する資料の収集・分析その他法の目的の達成に資する業務を支援するものとする。